

E分科会 テーマ④ 情報公開

運営委員：藤野富士夫
森田一

現在、財務情報と教育情報の公開は法令により義務付けられています。

本分科会では、そもそも何故情報公開が求められるようになったのか？という根本に立ち還って検討しました。1クラス20名程度のメンバーを4人のグループに分け、チーム討議を行ったあと、討議の結果を発表しました。このチーム討議には研修委員も参加し、討議の方向性をリードしました。

チーム討議では①学校経営に必要な資源（お金）を提供している人は誰か？②学校法人が保有している資産（資金）は誰のものか？③学校法人が解散した場合、その資産は誰のものになるか？④民間企業は情報公開を行っているか？などの論点を中心に各人が意見を述べ、更にそれらをチーム全体として取りまとめ、発表しました。

こういった討議の結果、基本的な考え方は「お金を出している人に対しては、お金の使い道や学生の教育研究環境整備に有効に使われているか？などの情報を提供することが必須である」という認識で一致しました。

法律で情報公開が義務付けられている意味について、原点に立ち還りより深く考えることができました。

また、こうした討議を通じて各人が意見を述べる機会を持ったということは、所属校に戻った後の校内での議論にも積極的に参加できるようになったと感じております。

討議の後、私立学校法の内容について①理事・監事・評議員制度の内容を理解し、結果としてガバナンスの強化が求められていること、②情報公開の詳細について学びました。

財務情報の公開については、貸借対照表や計算書の具体的な事例について学び、かつ27年度から実施される会計基準の変更に伴う様式参考例の変更についても学びました。

また教育情報の公開も平成23年4月の学校教育法施行規則の改正により義務付けされたものであるが、その内容について学びました。

最後に財務情報と教育情報の公開は、私立学校が責任ある学校経営を行っていくための基本条件であり、今後各学校が益々特色ある教育研究活動を開拓、健全に発展していくことが期待されていることを強調しました。

以上